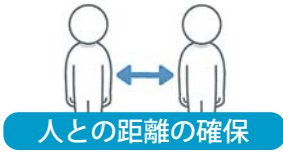


## ワクチン接種をした人も基本的な感染予防を継続しましょう

新型コロナウイルスワクチンには発症や重症化を予防する効果がありますが、免疫がついても発症予防効果が100%ではないことを踏まえて、接種後も引き続き感染予防対策を継続しましょう。

※マスクは、<sup>ひまつ</sup>飛沫防止効果が高い不織布マスクを使いましょう。



## 3回目接種では1・2回目接種とワクチンが異なる場合があります

問十和田市新型コロナワクチンコールセンター ☎⑤3936

3回目接種で使用するワクチンは、ファイザー社とモデルナ社の2種類が市に供給されるため、1・2回目接種と異なるワクチンを使用する場合があります。

新型コロナウイルスQ&A (厚生労働省新型コロナウイルスQ&A参照)

**Q** 3回目接種では、1・2回目接種とは異なるワクチンを使用しても大丈夫ですか。

**A** 3回目接種に使用するワクチンは、1・2回目接種に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNAワクチン(ファイザー社またはモデルナ社のワクチン)を用いることが適切であるとされています。国外でも、1・2回目接種と3回目接種で異なるワクチンの使用を認めている国は米国をはじめ複数あります。

### ファイザー社、モデルナ社ともに予防効果の高いワクチンです (厚生労働省ホームページ参照)

市では、これまでファイザー社のワクチンを使用しており、モデルナ社のワクチンはなじみのないものかもしれませんが、ファイザー社、モデルナ社ともにワクチンを接種するメリットの方が副反応のデメリットよりも大きいワクチンです。発症を予防する効果は、2回目接種から一定の期間において、ファイザー社のワクチンが約95%、モデルナ社のワクチンが約94%と、いずれのワクチンも高い効果が確認されています。

※ワクチンの安全性や副反応など、詳しくは厚生労働省ホームページに掲載されています。

## 2回目接種後に転入した人などは、3回目接種券の交付申請が必要です

問十和田市新型コロナワクチンコールセンター ☎⑤3936

2回目接種時に本市に住所があり、市が発行した接種券で2回目接種を受けた人は、順次接種券が届きますが、**2回目接種後に転入した人などには3回目接種券が郵送されませんので、交付申請の手続きが必要です。**

※2回目接種後に転出する人で3回目接種を希望する場合は、転出先の市区町村で接種券の交付申請をしてください。

### 接種券の交付申請が必要な人

- ▶他市区町村が発行した接種券で2回目接種を受けた後、本市に転入した人
- ▶海外で2回目接種を受けた人(ファイザー社、モデルナ社、アストラゼネカ社に限る)
- ▶製薬会社が行った治療や海外在留邦人向け新型コロナウイルスワクチン接種事業で2回目の接種を受けた人

### 申請方法

保健センターの窓口または郵送で申請してください。詳しくは市ホームページをご確認ください。

### その他のお知らせ

- ▶3回目接種の予約代行専用ダイヤルへのかけ間違いが多発しています。電話をかける際は、慌てずに番号をよく確認してください。【予約代行専用ダイヤル ☎⑧0876】
- ▶新型コロナウイルスワクチン接種を1回も受けたことがない人で接種を希望する人は、市の新型コロナワクチンコールセンターへお問い合わせください。【受付時間】月～金曜日 午前9時～午後5時(休日を除く)